

中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

堺市長 殿

(申請者)

住 所

(フリガナ)

名 称

(フリガナ)

代表者職氏名

電 話 ()

(実印)

私は (注1) (以下甲という。)が経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っていることにより、下記のとおり、借入れの減少が生じ、経営の安定に支障を生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 金融機関からの総借入金残高のうち、甲からの借入金残高の占める割合

% (A/B × 100)

A : 年 月 日 の甲からの借入金残高 円

B : 年 月 日 の金融機関からの総借入金残高 円

2 甲からの借入金残高の減少率

% ((D-C)/D × 100)

C : 年 月 日 の甲からの借入金残高 円

D : 年 月 日 (Cの前年同期)の甲からの借入金残高 円

3 金融機関からの総借入金残高の減少率

% ((F-E)/F × 100)

E : 年 月 日 の金融機関からの総借入金残高 円

F : 年 月 日 (Eの前年同期)の金融機関からの総借入金残高 円

堺地産第2- 号

令和 年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

(注)信用保証協会への申込期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

認定者 堺市長 永藤英機

印

(注1) には、経済産業大臣が指定する金融取引の調整を行っている金融機関の名称を記入してください。

(注2) 全ての金融機関からの申請者の総借入金残高、及び甲からの借入金残高が確認可能な残高証明書、財務諸表、借入証書等を添付してください。

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 堺市長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定に基づく特定中小企業者認定にかかる借入金等明細表

申請者名： _____

指定金融機関名： _____

1. 借入金の残高証明日

残高証明日	最近の借入金残高証明日	1年前の借入金残高証明日
	____年 ____月 ____日現在 ※A・B・C・Eに転記	____年 ____月 ____日現在 ※D・Fに転記

2. 指定金融機関からの借入金残高

金融機関名	最近の借入金残高	1年前の借入金残高
(指定金融機関)	_____円	_____円
(指定金融機関)	_____円	_____円
合計①	A・C _____円 ※A・Cに転記	D _____円 ※Dに転記

... $\frac{D-C}{D} \times 100 =$ _____ %
※2に転記

... 10%以上である必要があります
(小数点第2位以下切り捨て)

3. その他の金融機関からの借入金残高

金融機関名	最近の借入金残高	1年前の借入金残高
	_____円	_____円
	_____円	_____円
	_____円	_____円
	_____円	_____円
	_____円	_____円
	_____円	_____円
	_____円	_____円
	_____円	_____円
合計②	_____円	_____円

4. 全金融機関からの借入金残高合計

総合計	最近の借入金残高	1年前の借入金残高
※合計①+合計②	B・E _____円 ※B・Eに転記	F _____円 ※Fに転記

... $\frac{F-E}{F} \times 100 =$ _____ %
※3に転記

... (小数点第2位以下切り捨て)

5. 全金融機関からの総借入金残高のうち、指定金融機関の占める割合

占有率	$\frac{A}{B} \times 100 =$ _____ % ※1に転記
-----	---

... 10%以上である必要があります
(小数点第2位以下切り捨て)

※ 全金融機関からの借入とは、下記の金融機関からの借入金をいい、その他(中小企業基盤整備機構等)からの借入金は含みません。

- 1 銀行
- 2 株式会社商工組合中央金庫
- 3 株式会社日本政策投資銀行
- 4 株式会社日本政策金融公庫
- 5 信用金庫及び信用金庫連合会
- 6 労働金庫及び労働金庫連合会
- 7 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- 8 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 9 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- 10 農林中央金庫
- 11 保険会社
- 12 信託会社